

会員細則(三号、四号)

第1条(目的)

一般社団法人日本カーボンニュートラル協会(以下「当法人」という。)が実施するカーボンニュートラル・アドバイザー資格試験に関連して、本細則は「会員規約」の詳細を定めるものである。それ以外については本細則では定めない。

第2条(事務局の設置)

当法人では、会員管理を効率的に行うため、事務局を設置の上、各種申し込みの窓口とし、管理業務の委託をおこなう場合がある。

第3条(会員の位置付け)

当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続きに基づき入会を申し込み、理事会にて入会を承認された個人とする。

第3号会員：当法人の目的に賛同し、当法人の運営する、カーボンニュートラル・アドバイザーアドバンスト(講義・演習)を申込した個人とする。

第4号会員：当法人の目的に賛同し、当法人の運営する、カーボンニュートラル・アドバイザーベーシックを申し込みした個人とする。

第4条(入会・更新)

当法人の会員になろうとするものは、必要事項を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。更新に関しては、原則有効期限内に新たに更新試験を申し込み、承認を受けることとする。

第5条(資格に関連する権利)

第3号会員は、資格に関連して次の権利を有する。

- (1) カーボンニュートラル・アドバイザー アドバンストの受講・受験する権利
- (2) カーボンニュートラル・アドバイザー アドバンスト資格者になる権利

第4号会員は、資格に関連して次の権利を有する。

- (1) カーボンニュートラル・アドバイザー ベーシックを受験する権利
- (2) カーボンニュートラル・アドバイザー ベーシック資格者になる権利

以上、当法人すべての三号四号会員に対して、オンライン上で本細則を配布する。本細則の更新ルールは、「会員規約」に準じるものとする。

附則

本規則は、2023年10月2日から施行する。

改訂履歴

2023年10月2日 初版